

令和6年度 福井県臨時的任用職員募集のお知らせ

受付期間 令和6年5月 1日(水)から
選考日 随時行います

令和6年5月 1日

福井県一乗谷朝倉氏遺跡博物館
〒910-2151 福井市安波賀中島町8-10
電話 0776-41-7700

令和6年5月以降、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館に勤務する臨時的任用職員を募集します。

(主な職務内容)

- ・一乗谷朝倉氏遺跡における復元整備業務に関すること(造園の分野)に従事
- ・一乗谷朝倉氏遺跡および朝倉氏に関する調査研究、教育普及業務
- ・その他これに係る業務

今回募集する臨時的任用職員は、期限付きで採用するものです。勤務期間は概ね6か月ごとに任期を更新し、最長で11か月程度となります。

ただし、勤務実績等により更新できない場合があるほか、職員の休業期間の短縮や人事異動に伴う欠員の解消等により退職いただく場合があります。

1 採用職種および勤務場所等

職種	勤務場所	勤務期間	募集人数
学芸員 (造園)	福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館 (福井市安波賀中島町8-10)	令和6年5月以降 令和7年3月まで	1名

2 応募資格

次の(1)から(3)のいずれにも該当する者

- (1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)または大学院において、主として日本の造園に関連する専門的知識を学ぶ課程を卒業(修了)し、専門的知識や技術を有する者
- (2) 博物館法第5条に規定する学芸員の資格を有する者
- (3) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

3 選考考査

試験内容 書類審査、口述試験

試験日程 随時

(試験開始日時は別途応募者にご連絡します。)

試験会場 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館 分館会議室(福井市安波賀中島町8-10)

- ・受験票は発行しません。
- ・試験当日は、指定の時刻までに試験会場へお越してください。
- ・鉛筆(HB 2本)、消しゴム等の筆記用具を持参してください。

4 合否通知

試験終了後速やかに合否を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。なお、採用後に、採用理由が消滅した場合(臨時的任用職員が必要とされなくなった場合)には退職していただくことになります。

5 勤務条件

勤務日 週5日（土、日、祝日含む）

勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

給料 大学（修学年数4年）卒の場合 187,300円（月額）

※令和6年4月1日現在

※なお、職歴等のある方については、一定の基準で算出された額が加算される場合があります。

諸手当 通勤手当、期末・勤勉手当等を任用期間に応じて支給します。

6 申込手続

別紙の「臨時的任用職員申込書」に必要事項を記入の上、「2 応募資格」の（1）の任用資格を有することを証するもの（最終学歴の学校の卒業（修了）証明書および最終学歴の学校の学業成績証明書）および（2）の学芸員の資格を有することを証するものを添付し、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館まで持参または郵送（書留）してください。

また、業績目録、研究論文（要約でも可（2,000字程度）なお、作業実績（造園、公園整備等）がある場合は、その実績一覧（論文が無い場合は、史跡の環境整備に関する考え方を2,000字程度にまとめたものを提出すること）を同封してください。

申込書等を郵送する場合は、封筒の表に「臨時的任用職員申込み」と朱書きしてください。

（郵送先）〒910-2151 福井市安波賀中島町8-10 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館 利用サービス室 TEL 0776-41-7700

7 申込受付期間

令和6年5月1日（水）から

午前8時30分から午後5時15分まで（休館日は除く。）

（郵送の場合は、必ず書留郵便により行ってください。）

8 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、書面で開示（本開示）を請求することができるほか、次の手続きにより口頭で開示（簡易開示）を請求することができます。

（1）開示の内容等

口頭で開示を請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者本人	総合得点および総合順位	合否通知の到達日から1か月	福井市安波賀中島町8-10 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館 利用サービス室

（2）口頭による開示請求の手続き

開示請求に当たっては、以下のいずれかの書類を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、請求者本人（代理人は不可）が直接、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館利用サービス室へお越しください。ただし、休館日は受け付けておりません。

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 運転免許証 | ④ 日本国旅券（パスポート） |
| ② 各種健康保険の被保険者証 | ⑤ 各種年金手帳等 |
| ③ 個人番号カード | |

※環境への配慮から来所に際しては、できる限り公共交通機関のご利用をお願いします。

また、車を利用するに当たってはアイドリングストップなどエコ運転にご協力ください。